

# 東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱

29福保子保第4351号

平成30年2月15日

## 1 目的

この要綱は、平成29年4月1日付雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく保育士等キャリアアップ研修（以下「キャリアアップ研修」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 実施主体

この事業の実施主体は、都が別に定めるところにより指定するキャリアアップ研修を実施する研修実施機関（以下「指定研修実施機関」という。）とする。

## 3 研修内容等

### (1) 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

なお、研修定員に研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。

ア 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

イ マネジメント研修

アの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

ウ 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

### (2) 研修内容

研修内容は別表「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものとする。

(3) 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上とする。

(4) 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると知事が認める者とする。

(5) 実施方法

研修の実施に当たっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫するものとする。

4 研修修了の評価

指定研修実施機関は、研修修了の評価を行うものとする。

研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修（別表「分野別リーダー研修の内容」の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限り。）を全て受講していることを確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

ただし、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは必要としないものとする。

なお、研修の受講において、指定研修実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができるものとする。

5 研修修了の情報管理

(1) 修了証の交付

指定研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付するものとする。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(2) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（2桁）・修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））・研修指定番号（3桁）・番号（5桁）」の12桁とする。研修指定番号は、指定を行った研修実施機関に対し都が付与する番号（2桁）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。

なお、「都道府県番号」は「13」とし、「研修種別番号」は下表のとおりとする。

(例)

平成30年（2018年）に指定研修実施機関（研修実施機関番号05）が実施する乳児保育の研修を修了した者の最初の修了証番号：131805100001

<研修種別番号>

1	乳児保育
2	幼児教育
3	障害児保育
4	食育・アレルギー対応
5	保健衛生・安全対策
6	保護者支援・子育て支援
7	マネジメント
8	保育実践

(3) 研修修了者の情報管理

研修を実施した後、研修修了者に関する情報を記録し、管理する仕組みとすることにより、身に付けた知識及び技能を客観的に評価できるようにすることが重要であるため、指定研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管理を行うものとする。

ア 研修修了者名簿の作成

指定研修実施機関は、受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握することとし、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成する。なお、都は、指定研修実施機関が実施した研修の修了者の情報については、指定研修実施機関に対して、事業実績報告として、研修修了者名簿の提出を求めるとともに、当該名簿に指定研修実施機関の名称・所在地・連絡先を記載するものとする。

イ 情報の取扱い

研修を実施する上で、知り得た個人情報の取扱いについては、十分に留意しなければならない。研修修了者が東京都以外の道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有することにより、当該情報の確認が円滑となることから、指定研修実施機関は、他の道府県及び市町村にアで定める①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得るものとする。

(4) 修了証の再交付

指定研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証を再発行するものとする。

6 研修実施機関の指定手続き

都が研修実施機関の指定を行う際の取扱いは、別に定めるものとする。

7 その他

(1) 指定研修実施機関は、本事業の実施に当たって、関係機関や施設、関係団体等と十分な連

携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。

- (2) 指定研修実施機関は、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。
- (3) 研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担するものとする。
- (4) 指定研修実施機関は、事業実施上知り得た事業の対象者の秘密の保持について、十分留意すること。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(別表)

分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	・ 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子供の発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	○乳児保育の意義  ○乳児保育の環境  ○乳児への適切な関わり  ○乳児の発達に応じた保育内容  ○乳児保育の指導計画、記録及び評価	・ 乳児保育の役割と機能 ・ 乳児保育の現状と課題  ・ 乳児保育における安全な環境 ・ 乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・ 他職種との協働  ・ 乳児保育における配慮事項 ・ 乳児保育における保育者の関わり ・ 乳児保育における生活習慣の援助や関わり  ・ 保育所保育指針について ・ 乳児の発達と保育内容 ・ 1歳以上3歳未満児の発達と保育内容  ・ 全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・ 観察を通しての記録及び評価 ・ 評価の理解及び取組
幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	・ 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子供の発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	○幼児教育の意義  ○幼児教育の環境  ○幼児の発達に応じた保育内容  ○幼児教育の指導計画、記録及び評価  ○小学校との接続	・ 幼児教育の役割と機能 ・ 幼児教育の現状と課題 ・ 幼児教育と児童福祉の関連性  ・ 幼児期にふさわしい生活 ・ 遊びを通しての総合的な指導 ・ 一人一人の発達の特性に応じた指導 ・ 他職種との協働  ・ 保育所保育指針について ・ 資質と能力を育むための保育内容 ・ 個々の子供の発達の状況に応じた幼児教育  ・ 全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・ 観察を通しての記録及び評価 ・ 評価の理解及び取組  ・ 小学校教育との接続 ・ アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解 ・ 保育所児童保育要録

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子供の発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の理解</li> <li>○障害児保育の環境</li> <li>○障害児の発達の援助</li> <li>○家庭及び関係機関との連携</li> <li>○障害児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある子供の理解</li> <li>・ 医療的ケア児の理解</li> <li>・ 合理的配慮に関する理解</li> <li>・ 障害児保育に関する現状と課題</li> <li>・ 障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境</li> <li>・ 障害のある子供と保育者との関わり</li> <li>・ 障害のある子供と他の子供との関わり</li> <li>・ 他職種との協働</li> <li>・ 障害のある子供の発達と援助</li> <li>・ 保護者や家族に対する理解と支援</li> <li>・ 地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成</li> <li>・ 小学校等との連携</li> <li>・ 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録</li> <li>・ 個別指導計画作成の留意点</li> <li>・ 障害児保育の評価</li> </ul>
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>・ アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。</li> <li>・ 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養に関する基礎知識</li> <li>○食育計画の作成と活用</li> <li>○アレルギー疾患の理解</li> <li>○保育所における食事の提供ガイドライン</li> <li>○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能</li> <li>・ 食事摂取基準と献立作成・調理の基本</li> <li>・ 衛生管理の理解と対応</li> <li>・ 食育の理解と計画及び評価</li> <li>・ 食育のための環境（他職種との協働等）</li> <li>・ 食生活指導及び食を通じた保護者への支援</li> <li>・ 第三次食育推進基本計画</li> <li>・ アレルギー疾患の理解</li> <li>・ 食物アレルギーのある子供への対応</li> <li>・ 保育所における食事の提供ガイドラインの理解</li> <li>・ 食事の提供における質の向上</li> <li>・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解</li> <li>・ アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む。）の理解と対応</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。</li> <li>他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健計画の作成と活用</li> <li>○事故防止及び健康安全管理</li> <li>○保育所における感染症対策ガイドライン</li> <li>○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン</li> <li>○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の発育・発達の理解と保健計画の作成</li> <li>保健活動の記録と評価</li> <li>個別的な配慮を必要とする子供への対応（慢性疾患等）</li> <li>事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組</li> <li>体調不良や傷害が発生した場合の対応</li> <li>救急処置及び救急蘇生法の習得</li> <li>災害への備えと危機管理</li> <li>他職種との協働</li> <li>保育所における感染症対策ガイドラインの理解</li> <li>保育所における感染症の対策と登園時の対応</li> <li>保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解</li> <li>保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応</li> <li>教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解</li> <li>安全な環境づくりと安全の確認方法</li> </ul>
保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者支援・子育て支援の意義</li> <li>○保護者に対する相談援助</li> <li>○地域における子育て支援</li> <li>○虐待予防</li> <li>○関係機関との連携、地域資源の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者支援・子育て支援の役割と機能</li> <li>保護者支援・子育て支援の現状と課題</li> <li>保育所の特性を活かした支援</li> <li>保護者の養育力の向上につながる支援</li> <li>保護者に対する相談援助の方法と技術</li> <li>保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価</li> <li>社会資源</li> <li>地域の子育て家庭への支援</li> <li>保護者支援における面接技法</li> <li>虐待の予防と対応等</li> <li>虐待の事例分析</li> <li>保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携</li> <li>保護者支援・子育て支援における地域資源の活用</li> <li>「子どもの貧困」に関する対応</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マネジメントの理解</li> <li>○リーダーシップ</li> <li>○組織目標の設定</li> <li>○人材育成</li> <li>○働きやすい環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織マネジメントの理解</li> <li>保育所におけるマネジメントの現状と課題</li> <li>関係法令、制度及び保育指針等についての理解</li> <li>他専門機関との連携・協働</li> <li>保育所におけるリーダーシップの理解</li> <li>職員への助言・指導</li> <li>他職種との協働</li> <li>組織における課題の抽出及び解決策の検討</li> <li>組織目標の設定と進捗管理</li> <li>職員の資質向上</li> <li>施設内研修の考え方と実践</li> <li>保育実習への対応</li> <li>雇用管理</li> <li>ICTの活用</li> <li>職員のメンタルヘルス対策</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供に対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育における環境構成</li> <li>○子供との関わり方</li> <li>○身体を使った遊び</li> <li>○言葉・音楽を使った遊び</li> <li>○物を使った遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の感性を養うための環境構成と保育の展開</li> <li>子供の発達に応じた援助方法に関する実践方法</li> <li>身体を使った遊びに関する実践方法</li> <li>言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法</li> <li>物を使った遊びに関する実践方法</li> </ul>

※ 「具体的な研修内容（例）」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。